

添付法令資料 4 :

教育分野における投資及び活動条件に関して定めるベトナム政府の議定（目次）

2024 年 10 月 5 日付第 125/2024/ND-CP 号議定／24.11.20 施行

- 第 1 章 総則（第 1 条及び第 2 条）
- 第 2 章 幼児教育施設
  - 第 1 目 保育所、幼稚園及び保育園（第 3 条ないし第 9 条）
  - 第 2 目 独立の子供グループ、独立の幼児教育クラス及び独立の幼児クラス（第 10 条ないし第 14 条）
- 第 3 章 普通教育施設
  - 第 1 目 小学校（第 15 条ないし第 21 条）
  - 第 2 目 小学等級の普通教育プログラムを実施するその他の教育施設（第 22 条ないし第 24 条）
  - 第 3 目 中学校、高校及び複数の学習等級を有する高校（第 25 条ないし第 31 条）
- 第 4 章 恒常的教育施設
  - 第 1 目 恒常的教育センター及び職業教育・恒常的教育センター（第 32 条ないし第 36 条）
  - 第 2 目 コミュニティ学習センター（第 37 条ないし第 41 条）
  - 第 3 目 恒常的教育任務を実施するその他のセンター（第 42 条ないし第 47 条）
  - 第 4 目 統合教育発展支援センター（第 48 条ないし第 52 条）
- 第 5 章 特別専門学校
  - 第 1 目 寄宿民族高校（第 53 条ないし第 57 条）
  - 第 2 目 半寄宿民族高校（第 58 条ないし第 62 条）
  - 第 3 目 大学予備校（第 63 条ないし第 69 条）
  - 第 4 目 専門高校（第 70 条ないし第 74 条）
  - 第 5 目 芸術、体操及び体育の才能学校（第 75 条ないし第 79 条）
  - 第 6 目 障害者に対する学校及びクラス（第 80 条ないし第 85 条）
- 第 6 章 師範短期大学及び大学教育施設
  - 第 1 目 師範短期大学（第 86 条ないし第 93 条）
  - 第 2 目 大学及び大学教育施設の分校（第 94 条ないし第 103 条）
  - 第 3 目 地方大学及び国家大学の公認（第 104 条及び第 105 条）
- 第 7 章 教育の質の検定
  - 第 1 目 ベトナムの教育質検定組織（第 106 条ないし第 111 条）
  - 第 2 目 ベトナムにおいて活動する外国教育質検定組織の公認（第 112 条ないし第 114 条）
- 第 8 章 留学コンサルティングサービス経営（第 115 条ないし第 119 条）
- 第 9 章 施行条項（第 120 条ないし第 122 条）